

令和元年度 茨木市新型コロナウイルス対策本部会議（第9回）

◇ 日 時 令和2年3月14日(土曜日)
午後1時00分から

◇ 場 所 南館3階 防災会議室

《次 第》

1 開 会

2 案 件

- (1) 市主催イベントの延期・中止及び施設の休館について
- (2) その他

3 閉 会

令和2年3月14日
茨木市新型コロナウイルス対策本部会議

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応
(施設の休館等)について

令和2年3月13日開催の第8回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議において、イベントや施設等の再開に必要な条件等が示されたことを受けて、市として下記のとおり決定しました。

記

- 1 市主催（共催含む）のイベント中止について
 - (1) 変更前：令和2年3月20日まで
 - (2) 変更後：令和2年3月31日まで

- 2 公共施設の休館等について（別添資料のとおり）
 - (1) 変更前：令和2年3月20日まで
 - (2) 変更後：令和2年3月31日まで

- 3 福祉文化会館・文化ホール、市民総合センター・センターホール、男女共生センターローズWAM・ワムホールについては、現在申込している方に限り、主催者において以下の条件を遵守することにより使用を許可する。

○再開に必要な条件等（第8回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議資料より抜粋）
クラスターの発生のリスクを下げるための以下の原則をクリアすること

- (1) 換気の状態：定期的に換気ができる状態にあるか。
- (2) 人の密度の状態：会場の広さを確保し、お互いの距離を1～2m程度あける等の対応が可能か。
- (3) イベント等の内容：近距離での会話や発声、高唱を避けることができるか。

※なお、3月19日を目途に示される国の専門家会議における判断と大きな齟齬がある場合は、改めて考え方を整理する。

市公共施設の休館状況一覧表

△：一部休館、×：休館

令和2年3月14日現在

施設名		休館状況	休館期間	備考
福祉文化会館（オークシアター）		△	3/31まで	・文化ホールは、現在申込をしている方に限り、一定の条件のもと使用可。使用条件等の詳細は「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応（施設の休館等）について（令和2年3月14日茨木市新型コロナウイルス対策本部会議）」の3のとおり ・予約受付等は実施
市民総合センター（クリエイトセンター）		△		・センターホールは、現在申込をしている方に限り、一定の条件のもと使用可。使用条件等の詳細は「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応（施設の休館等）について（令和2年3月14日茨木市新型コロナウイルス対策本部会議）」の3のとおり ・予約受付等は実施
市民活動センター		×		相談業務は実施
男女共生センターローズWAM		△		・ワムホールは、現在申込をしている方に限り、一定の条件のもと使用可。使用条件等の詳細は「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応（施設の休館等）について（令和2年3月14日茨木市新型コロナウイルス対策本部会議）」の3のとおり ・貸室予約受付・相談業務（ユースプラザ事業含む）は実施
生涯学習センターきらめき		×		予約受付等は実施
高齢者福祉	高齢者活動支援センターシニアプラザいばらき	×		
	福井多世代交流センター	×		
	葦原多世代交流センター	×		
	沢池多世代交流センター	△		保育園さわいけキッズは実施
	西河原多世代交流センター	×		
	南茨木多世代交流センター	△		こども発達支援センター風は実施
	いきいき交流広場	×		
	コミュニティデイハウス	×		
	街かどデイハウス	×		
障害者（児）福祉	障害福祉センターハートフル	△	障害福祉サービスは実施	
子育て支援	子育て支援総合センター	△	親子交流の場、就労等以外の一時預りは休止	
	子育てすこやかセンター	△		
体育館	市民体育館	×	予約受付等は実施	
	福井市民体育館	×		
	南市民体育館	×		
	東市民体育館	×	予約受付等は実施	
プール	西河原市民プール	×		
	五十鈴市民プール	×	予約受付等は実施	
運動広場・グラウンド・庭球場等	東雲運動広場グラウンド	△	更衣室のみ利用不可	
	春日丘運動広場グラウンド	△	更衣室のみ利用不可	
	若園運動広場グラウンド	△	更衣室のみ利用不可	
	福井運動広場グラウンド	△	更衣室・シャワー室のみ利用不可	
	桑原運動広場グラウンド	△	更衣室・シャワー室のみ利用不可	
	桑原運動広場フットサル場	△	更衣室・シャワー室のみ利用不可	
	桑原ふれあい運動広場	△	更衣室のみ利用不可	

市公共施設の休館状況一覧表

△：一部休館、×：休館

令和2年3月14日現在

施設名		休館状況	休館期間	備考
運動広場・グラウンド・庭球場等	西河原公園北グラウンド	△	3/31まで	更衣室・シャワー室のみ利用不可
	西河原公園南グラウンド	△		更衣室のみ利用不可
	若園公園グラウンド	△		更衣室のみ利用不可
	忍頂寺スポーツ公園グラウンド	△		更衣室・シャワー室のみ利用不可
	東雲運動広場庭球場	×		
	春日丘運動広場庭球場	△		更衣室のみ利用不可
	福井運動広場庭球場	△		更衣室・シャワー室のみ利用不可
	桑原運動広場庭球場	△		更衣室・シャワー室のみ利用不可
	若園公園庭球場	△		更衣室のみ利用不可
	西河原公園北庭球場	△		更衣室・シャワー室のみ利用不可
	西河原公園南庭球場	△		更衣室のみ利用不可
	忍頂寺スポーツ公園庭球場	△		更衣室・シャワー室のみ利用不可
	西河原公園屋内運動場	×		
忍頂寺スポーツ公園・竜王山荘		×		予約受付等は実施
コミュニティセンター	葦原コミュニティセンター	×	3/31まで	貸室予約受付は実施
	中津コミュニティセンター	×		
	庄栄コミュニティセンター	×		
	水尾コミュニティセンター	×		
	郡コミュニティセンター	×		
	西河原コミュニティセンター	×		
	穂積コミュニティセンター	×		
	畑田コミュニティセンター	×		
	東コミュニティセンター	×		
	豊川コミュニティセンター	×		
	彩都西コミュニティセンター	×		
	三島コミュニティセンター	×		
	大池コミュニティセンター	×		
	春日コミュニティセンター	×		
	東奈良コミュニティセンター	×		
	沢池コミュニティセンター	×		
	山手台コミュニティセンター	×		

市公共施設の休館状況一覧表

△：一部休館、×：休館

令和2年3月14日現在

施設名		休館状況	休館期間	備考
公民館	茨木公民館	×	3/31まで	貸室予約受付は実施
	春日丘公民館	×		
	中条公民館	×		
	玉櫛公民館	×		
	安威公民館	×		
	玉島公民館	×		
	福井公民館	×		
	清溪公民館	×		
	見山公民館	×		
	石河公民館	×		
	太田公民館	×		
	太田公民館分室	×		
	天王公民館	×		
	郡山公民館	×		
	耳原公民館	×		
白川公民館	×			
西公民館	×			
いのち・愛・ゆめセンター	豊川いのち・愛・ゆめセンター	×		貸室予約受付・相談業務(ユースプラザ事業含む)は実施
	沢良宜いのち・愛・ゆめセンター	×		
	総持寺いのち・愛・ゆめセンター	×		
文化施設	文化財資料館	×		
	キリシタン遺物史料館	×		
	川端康成文学館	×		
	市立ギャラリー	×		
青少年	上中条青少年センター	×		貸室予約受付は実施
	青少年野外活動センター	×		
図書館	中央図書館(富士正晴記念館含む。)	×		4分館(中条、水尾、庄栄、穂積)、8分室(大池、豊川、白川、天王、玉島、山手台、太田、彩都西)、移動図書館を含む。ただし、資料の返却、予約した資料の受け取りは可。
プラネタリウム(天文観覧室)		×		
里山センター(森の学び舎)		×		

市主催（共催事業を含む）事業の中止に伴う参加料等について

令和2年3月14日付け、本会議にて決定した「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応（施設の休館等）について」における参加料等の対応については、下記のとおりとする。

記

1 対応期間

令和2年3月31日まで（延長）

2 対応内容

(1) 市主催（市が財政的支援等を行っている共催事業を含む）事業の中止に伴う参加料等について

（対応）市主催及び市が財政的支援等を行っている共催事業で中止したイベント参加料について参加予定者に全額返金する。

(2) 公共施設の施設利用料について

（対応）公共施設の利用において、新型コロナウイルス感染予防を理由として中止する団体等には、施設利用料を全額返金する。

(3) 事業の実施ができないイベント等に係る実費経費について

（対応）市が補助金や負担金などの財政的支援を行っているイベント等において、新型コロナウイルス感染予防を理由として事業を中止する場合、実施に向けた準備経費等の実費については、原則、交付対象とする。

第8回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議

日時 令和2年3月13日(金) 17時00分～

場所 大阪府庁本館5階 議会特別会議室(大)

次 第

議 題

- (1) 最新の発生状況及び厚生労働省等の対応について 【資料1】

- (2) 大阪府における今後の対応について
 - ① 府主催(共催)イベントの延期・中止、府有施設等の休館への対応について
【資料2-1】
 - ② 府立学校における一斉臨時休業の解除について 【資料2-2】

- (3) 感染症患者(陽性者)の増加に応じた対応 【資料3-1】【資料3-2】

- (4) 府有施設の休館やイベント中止等による影響への対応 【資料4】

- (5) 中小企業向け融資制度について【資料5】

大阪府新型コロナウイルス対策本部（第8回）

1. 最新の発生状況

<発生状況(3月12日版 厚生労働省発表資料)>

	患者	うち死亡者	備考
中国	80,793	3,169	
日本	619	15	<ul style="list-style-type: none"> ・左記のうち、チャーター機 15 名 ・左記のうち、無症状病原体保有者 66 名(うち、チャーター機 4 名) ・左記のほか、クルーズ船 697 名(うち無症状病原体保有者 328 名) ・左記のほか3月4日に空港検疫で1例患者を確認
(うち大阪府)	64	0	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府の国内患者 148 例目は 8 例目と同一人物であるが、2 名としてカウント ・3月12日大阪府報道発表時点では患者 89 名
その他	42,792	1,430	・中国、日本以外で 112 の国・地域で発生

<大阪府の状況>

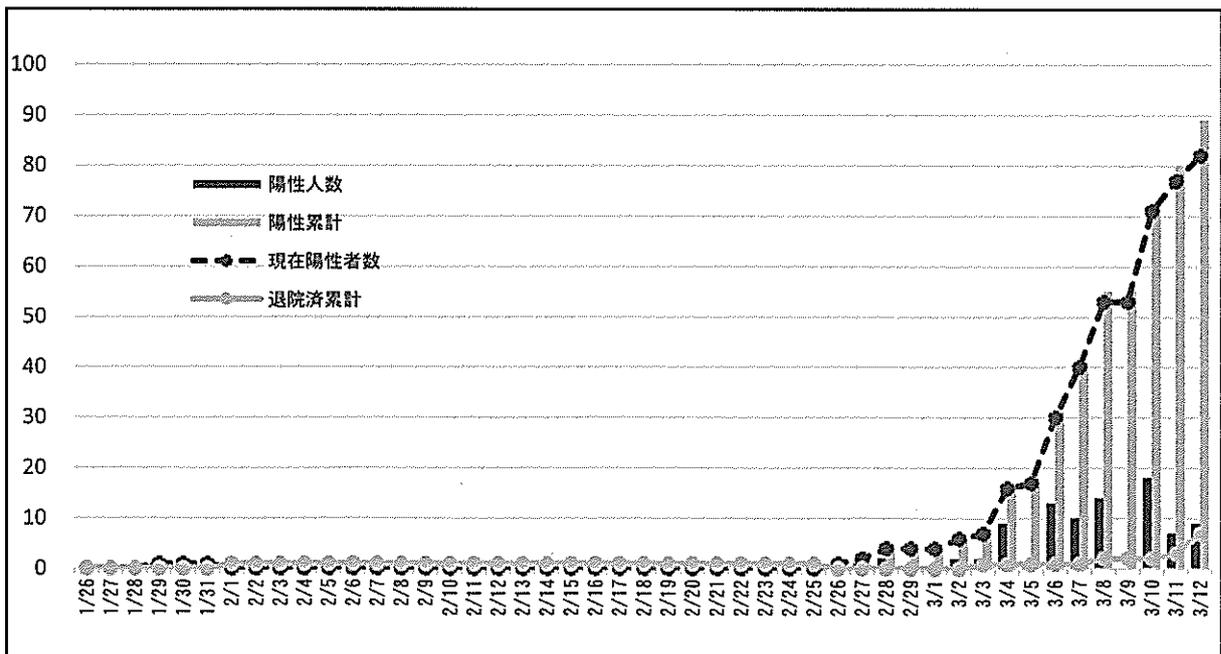
・3月12日までの検査実施数 1,426 件

・陽性者数 89 名

① 大阪府内の検査陽性者の状況

検査件数	陽性者数						死亡	退院済累計
	陽性者数累計	現在陽性者数	重症	軽症	無症状			
1426	89	82	3	60	19	0	7	
前日比 +124	+9	+5	+1	+7	-3	—	+4	

② 新型コロナウイルスの発生状況等



2. WHO(世界保健機関)及び厚生労働省の対応

<WHO声明>

- ・新型コロナウイルス関連肺炎の発生状況が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」に該当すると発表(1/31)
- ・新型コロナウイルスの致死率が2%程度である旨の見解(2/17)
- ・新型コロナウイルス感染症について「パンデミック(世界的大流行)と表現できるとの判断に至った」と表明(3/11)

<国、厚生労働省等の対応>

- ・新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が、厚生労働省対策本部クラスター対策班の分析内容に基づき、検討結果をまとめた見解を公表(3/9)
- ・新型コロナウイルス感染症対策本部(第19回)(3/10)
 - ・今後概ね10日間程度はこれまでの取組を継続
 - ・「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」とりまとめ
- ・新型コロナウイルス感染症を適用対象に加える新型インフルエンザ等対策特別措置法改正案が衆院本会議で可決、参院に送付(3/12)

※ マスクの供給状況

- ・ 国において、医療用マスク(サージカルマスク)配布の基本スキームを検討中
- ・ 民間企業等からの寄付

大阪府新型コロナウイルス対策本部専門家会議の主な概要(速報:未定稿)

令和2年3月12日(木)

1. 新型コロナウイルス感染症の現況

○朝野座長・砂川オブザーバーより、新型コロナウイルスの特徴や感染状況等について説明

- ・ 8割の患者は軽症、5%の患者が重症・重篤化、1~2%の患者が死亡。
- ・ 多くの感染者(約8割)は他人にうつすことがない。
- ・ 環境要因「換気が悪く」「人が密に集まって過ごす空間」「不特定多数の接触」がそろって集団感染を起こす。
- ・ 日本は小規模のクラスター感染が起こっているが、急激な患者数の増加の状況ではない。
- ・ イベント自粛などにより急激な患者数増加が抑制されている可能性。
- ・ 既知クラスターへは、全体像を把握し症例間のリンクを確認し、リンク不明例には過去の行動歴を収集し新たな曝露源の探知につなげる活動が必要。

○主な委員発言

- ・ ライブの発生から2週間経過していれば、環境要因次第ではあるが、参加していても発症していなければ感染していないという判断で対応している。
- ・ 基本は有症者が感染を媒介しており、無症状者からの感染は心配しなくてよい。
- ・ ライブクラスターについて、特定できる人への対応と不特定多数の人へは広報を行う府の取組はうまくいっており、良い事例。大阪でどんどん患者が見つかるように見えるのはしっかり範囲を決めて発掘できているため。また、調査が進むごとにリンクが追える陽性者が増えている。

2. 感染状況を踏まえた今後の対応について

(イベントの中止・施設の休館についての今後の継続の是非、学校園の臨時休業の措置)

○事務局より、中止等措置の状況の説明と、国の専門家会議の考え方について説明

- ・ 国の専門家会議では、「換気の励行」「人の密度を下げる」「近距離での会話や発声、高唱を避ける」の3つの原則を出し、3/19頃を目途に、これまでの対策の効果について判断を示す予定。

○主な委員発言

- ・ イベントの再開について、不特定多数が共用で触れるようなものは接触感染のリスクがある。
- ・ 軽症の若者が街に出歩き、高齢者や疾患のある方に感染させる可能性があるので注意が必要。
- ・ 感染を防ぐ第一は、手洗いなどの予防。密閉空間等の状況が揃わないようにすることが大事。
- ・ 症状がある場合は参加しないなど、イベントの参加者への呼びかけが大事。
- ・ 学校等については、現在、学童保育や小学校での預かり保育で講じている対策と同等の感染症対策を講じ安全を担保したうえで、再開を検討してもよいのではないか。
- ・ 休校していても、家でゲームや外で遊び歩く場合があるので、学校でのコントロールが必要では。
- ・ 親がリスクとなる行動を取らないということも大事。

3. 今後の医療提供体制について

○事務局より、感染症患者（陽性者）の増加を見据えた医療提供体制の確保について案を説明

- ・現在、陽性者について、無症状者・軽症者も含めて「感染症指定医療機関」及び「一般医療機関（帰国者・接触者外来）」に入院勧告し、国の退院基準に基づき退院させているが、今後、陽性者が増えてきた場合、公的医療機関や大学病院等での対応を行う。さらに増加の場合は、重症者への対応に重点を置き、無症状者・軽症者については、休床病床、廃止病棟の活用や宿泊施設の活用、自宅待機といった措置も念頭に置き、対応策を検討。
- ・これまで各保健所長が陽性者の入院調整を医療機関と個別に行っているが、感染症指定医療機関や10床程度以上の協力医療機関や基幹病院等を対象に、入院可能な空き病床を把握し、広域的に入院調整を行う「大阪府入院フォローアップセンター」を立ち上げる。

○主な委員発言

- ・複数保健所からの照会対応が負担であったため、フォローアップセンターでの調整はありがたい。
- ・軽症者、無症状者は無理に入院させず、もっと早い段階から、自宅待機のほうがよいのでは。
- ・基本的には、フォローアップセンターには全面的に協力するが、病院によっては専門医がいないので、協力できるレベルは様々である。
- ・どのレベルの人を入院させるのか、またどういった順番で病床等を活用するのか議論が必要。
- ・公立病院への要請が先になるのは理解できるが、民間病院にも協力をしてもらうべき。
- ・マスクや防護服などの衛生材料が不足しているので、患者受入と同時に供給してほしい。
- ・陰圧室は一般病棟の中にあるが、陽性者と交差する可能性がある。その点、休眠病棟では交差が起らないが、スタッフをどうするのかといった問題がある。DMAT（災害派遣医療チーム）が必要か。
- ・病院から人員を提供する場合、その間、院を閉めるところもでてくるので、補償をお願いしたい。
- ・JMAT（日本医師会災害医療チーム）もぜひ活用いただきたい。

新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

- 新型コロナウイルス感染症の流行を早期に終息させるために、徹底した対策を講じていく必要がある。
- 国民生活や経済、社会に重大な影響を与えるリスクに対し総合的な対策を講じられるよう、新型コロナウイルス感染症も新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）の対象となるよう、改正を行う。

改正の概要

1. 法の対象となる「新型コロナウイルス感染症等」の定義の改正（第2条関係）

- 法の対象に新型コロナウイルス感染症を追加する（暫定措置）。

2. その他所要の改正を行う。

施行
期日

公布の日の翌日

3. 新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）

新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

1. 体制整備等

(1) 行動計画等の作成

- ① 国、地方公共団体の行動計画の作成、物資・資材の備蓄、訓練、国民への知識の普及
- ② 指定公共機関（医療、医薬品・医療機器の製造・販売、電力、ガス、輸送等を営む法人）の指定・業務計画の作成

(2) 発生時に国、都道府県の対策本部を設置、新型インフルエンザ等緊急事態に市町村の対策本部を設置

(3) 発生時における特定接種（登録事業者（※）の従業員等に対する先行的予防接種）の実施

(4) 海外発生時の水際対策の的確な実施

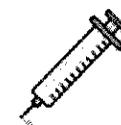
(5) 権利に制限が加えられるときであっても、当該制限は必要最小限のものとする

「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」

新型インフルエンザ等（国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものに限る）が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき

2. 「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置

- ① 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示（潜伏期間、治癒するまでの期間等を考慮）
- ② 住民に対する予防接種の実施（国による必要な財政負担）
- ③ 医療提供体制の確保（臨時の医療施設等）
- ④ 緊急物資の運送の要請・指示
- ⑤ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用
- ⑥ 埋葬・火葬の特例
- ⑦ 生活関連物資等の価格の安定（国民生活安定緊急措置法等の的確な運用）
- ⑧ 行政上の申請期限の延長等
- ⑨ 政府関係金融機関等による融資



等

【現行の措置】

府民の感染リスクを減らすため、イベントや府有施設について、以下の措置を実施中（3月20日まで）

- ① 府主催の府民が参加するイベントや集会について、原則、開催中止又は延期
- ② 府有施設のうち、不特定多数の方が集まる屋内の集客施設の原則休館

【今後の対応の考え方（案）】

- （1）現在、中止の方針としているイベント等、休館している施設等については、条件が整い次第、3月21日以降順次再開。ただし、以下の条件等を満たすことができない場合は、引き続き中止及び休館を継続する。
※なお、3月19日を目途に示される国の専門家会議における判断と大きな齟齬がある場合は、改めて考え方を整理する。

条件

クラスターの発生のリスクを下げるための以下の原則をクリアすること

- ①換気の状態：定期的に換気ができる状態にあるか
- ②人の密度の状態：会場の広さを確保し、お互いの距離を1～2メートル程度あける等の対応が可能か
- ③イベント等の内容：近距離での会話や発声、高唱を避けることができるか

再開にあたっての留意点

- | | |
|--|---|
| ・咳エチケット・手洗いなど感染予防策の周知・徹底 | ・スタッフの健康管理の徹底 |
| ・参加者が共通に触れる器具、設備等の消毒の徹底
（食事を提供する場合もトングの共用を避けるなど感染防止の徹底） | ・発熱等の症状がある人に参加・来場を控えるよう要請
（会場等での掲示での徹底 など） |
| ・アルコール消毒液の配置 | ・相互接触（握手、肩を組む等）を回避 |

- （2）上記考え方にに基づき、個別のイベント、施設について各部局において基本的に判断し、必要に応じ、政策企画部と協議。条件の整ったものから順次再開する。
- （3）市町村に対しても府の考え方を示す。
- （4）民間への依頼については、19日を目途に示される国の専門家会議における判断をふまえて、改めて判断する。

感染状況を踏まえた今後の対応について

【府における中止等措置の考え方】

市中での感染拡大に備え、発生数の急激な増加の抑制や、重症化しやすい高齢者や基礎疾患(糖尿病や心不全等)のある方への感染をできる限り減らすため、府民の感染リスクを減らす(不要不急の外出や、多数の方が濃厚接触する機会を減らす)という観点から、以下の対応を実施。

(第5回対策本部会議(2/18)、第7回対策本部会議(2/28)において方針決定)

- ・府主催の府民が参加するイベントや集会の原則、開催中止又は延期(2/20～)
- ・府有施設のうち、不特定多数の方が集まる屋内の集客施設の原則休館(2/28～順次)
- ・府職員の時差出勤の拡大(2/20～)
- ・府立学校の臨時休業の措置、市町村教育委員会及び私立学校園に臨時休業の要請(3/2～)

(参考)現在の状況 (イベント等の中止・延期、学校休校措置)別添 2-2、2-3

【国の専門家会議における考え方】

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の見解」(3/9)

●集団感染が確認された場の共通点として、以下の3つの条件が同時に重なった場

- ・換気の悪い密閉空間
- ・多くの方が密集
- ・近距離(互いに手を伸ばしたら届く距離)での会話や発声

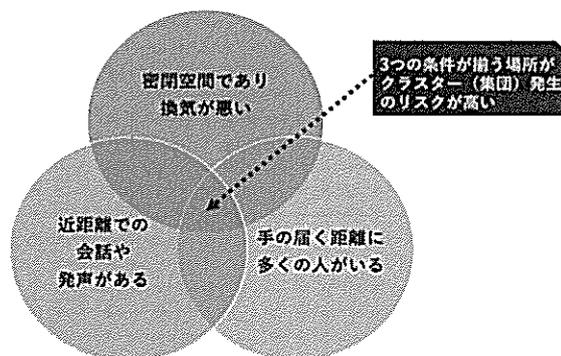
⇒これらの3つの条件ができるだけ同時に揃う場所や場面を予測し、避ける行動をとるべき

●クラスターの発生のリスクを下げるための3つの原則

1. 換気を励行する (2方向の窓を同時に開ける等)
2. 人の密度を下げる (会場の広さを確保し、お互いの距離を1-2メートル程度あける等)
3. 近距離での会話や発声、高唱を避ける

(やむを得ず近距離での会話が必要な場合マスク着用等)

上記に加え、手指衛生、咳エチケット、共用品を使わないことや使う場合の消毒、参加者を予め把握するなど



- ・3/19頃を目処に、これまでの対策の効果について専門家会議の判断が示される予定
- ・国は、今後概ね10日間程度はこれまでの取組を継続するよう協力を求めた(20日頃まで)

府立学校 校長・准校長 様

教育 振 興 室 長

府立学校における臨時休業及び春季休業期間中の教育活動等について（通知）

新型コロナウイルス感染症対策のための府立学校における一斉臨時休業については、令和 2 年 2 月 28 日付け教高第 4127-3 号により通知したところです。（下段波線囲み【参考】を参照）

このたび、大阪府新型コロナウイルス対策本部会議における決定を踏まえ、府立学校における 3 月 23 日（月）以降の教育活動等（部活動等を含む。ただし、学校内での活動に限る。）については、下記のとおりとしますので、貴校教職員、児童生徒等及び保護者に周知するとともに適切に対応するよう願います。

記

1 府立高等学校

令和 2 年 3 月 23 日（月）から 4 月 7 日（火）までの春季休業期間においては、以下の「3」に留意したうえ、教育活動等を行うことができる。

2 府立支援学校及び府立中学校

令和 2 年 3 月 23 日（月）及び 24 日（火）は、引き続き臨時休業期間とするが、以下の「3」に留意したうえ、登校日とすることができる。

また、令和 2 年 3 月 25 日（水）から 4 月 7 日（火）までの春季休業期間については、「1」の府立高等学校に準じる。

3 「1」及び「2」に示す教育活動等を行うにあたっては、クラスター発生のリスクを下げるため、以下の 3 つの原則に留意すること。

- (1) 換気を励行する（2 方向の窓を同時に開ける等）
- (2) 人の密度を下げる（会場の広さを確保し、お互いの距離を 1～2 メートル程度あける等）
- (3) 近距離での会話や発声、高唱を避ける（やむを得ず近距離での会話が必要な場合マスク着用等）

※手指衛生、咳エチケット、共用品を使わないことや使う場合の消毒など、予防対策を徹底する。また、児童生徒等の日々の健康観察を行い、発熱等の症状がある場合には登校させないこと。（別紙参照）

【参考】 令和 2 年 2 月 28 日付け教高第 4127-3 号「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」より

1 府立高等学校

令和 2 年 3 月 2 日から 3 月 15 日までの期間を臨時休業とし、併せて 3 月 16 日から 4 月 7 日までの期間に授業又は行事等の教育活動等（部活動を含む）を行わないこととする

2 府立支援学校及び府立中学校

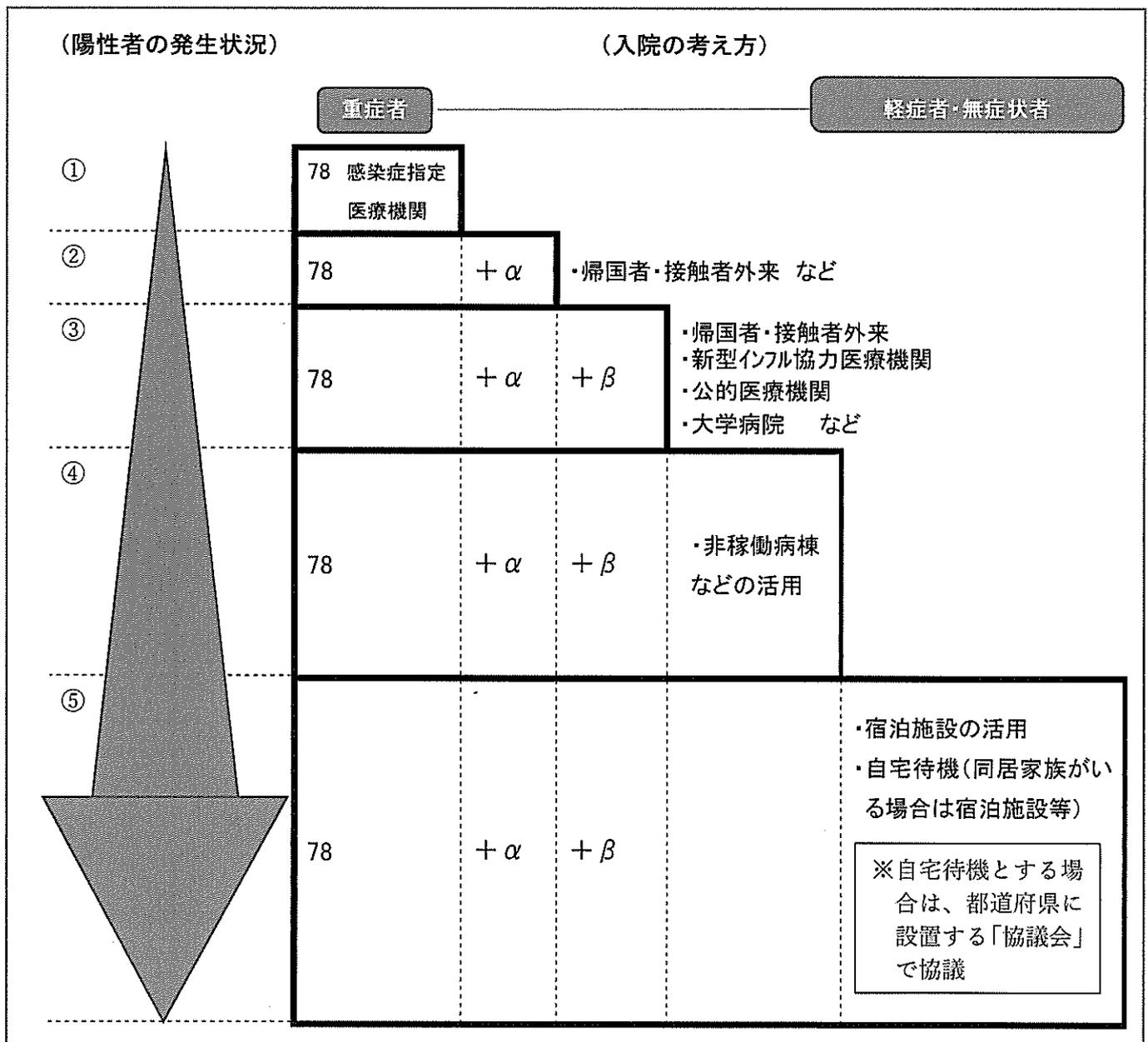
令和 2 年 3 月 2 日から 3 月 24 日までの期間を臨時休業とし、併せて 3 月 25 日から 4 月 7 日までの期間に授業又は行事等の教育活動等（部活動を含む）を行わないこととする

【問合せ先】 高等学校課 学事グループ
林田 照男 ・ 三好 由美
電話 06-6944-6887
支援教育課 学事・教務グループ
田路 早苗 ・ 内藤 孝彦
電話 06-6941-0618
保健体育課 保健・給食グループ
川口 賢志
電話 06-6944-9365

感染症患者(陽性者)の増加に応じた対応(イメージ)

【基本的な考え方】

- ① ~② 現在は、陽性者について、無症状者・軽症者も含めて、「感染症指定医療機関」及び「一般医療機関(帰国者・接触者外来等)」に入院勧告し、国の退院基準に基づき、退院させている。
- ③ しかしながら、今後、陽性者が増えてきた場合、医療機関の病床数や陽性者の症状を踏まえてトリアージを行いながら、対応を行っていく必要がある(公的医療機関・大学病院等)。
- ④ ~⑤ 陽性者の数を踏まえ、重症者への対応に重点を置き、無症状者・軽症者については、非稼働病棟などの活用や宿泊施設の活用、自宅待機といった措置も念頭に置き、対応策を検討していく。



《参考》 大阪府における新型コロナウイルス患者数の推計

(1)ピーク時において1日あたり新たに新型コロナウイルス感染症を疑って外来を受診する患者数	29,679人
(2)ピーク時において1日あたり新型コロナウイルス感染症で入院治療が必要な患者数	14,960人
(3)ピーク時において1日あたり新型コロナウイルス感染症で重症者として治療が必要な患者数	504人

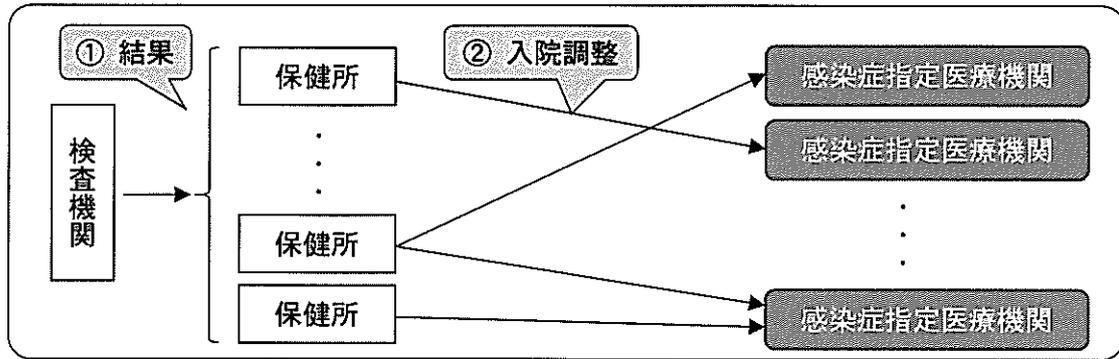
※「厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部」の算定式により算出

【参考】

入院調整の広域的対応について

【旧】

感染症法に基づき、各保健所長が医療機関と個別に調整



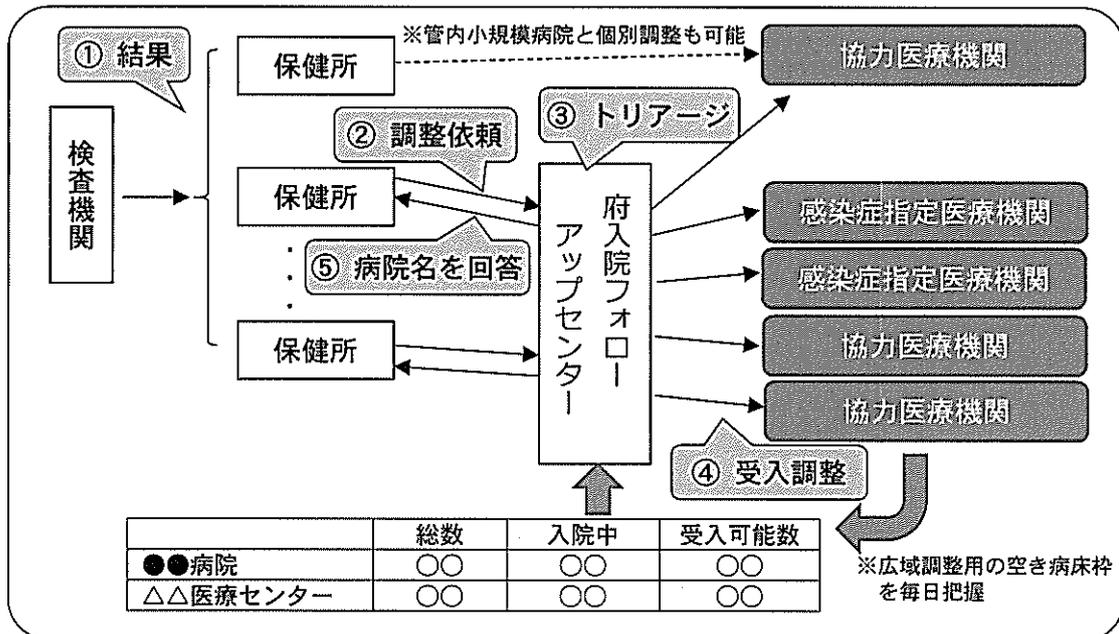
<課題>

- ・保健所側・・・医療機関の空き状況を把握できず、非効率な調整に
- ・医療機関側・・・各保健所（18保健所）から調整が入り、手間がかかる

【新】

府（府入院フォローアップセンター）が、入院可能な空き病床を把握し、広域的に入院調整。

入院調整の対象：感染症指定医療機関、10床程度以上の協力医療機関、基幹病院等
（それ以外の医療機関の空き病床の状況も、保健所を通じて把握。）



- ※ ⑤の回答をもって、各保健所は割り当てた医療機関との間で、患者の入院調整を行う。
- ※ 重症例については、PCR検査の結果を待つ段階から、府入院フォローアップセンターに相談。今後、重症例の入院先確保や広域調整のために、府入院フォローアップセンターを経由してのみ受け入れる医療機関（「調整対象医療機関」）を指定予定。
- ※ 調整対象医療機関以外は、広域的調整に依らず、各保健所で個別に入院先を調整しても差し支えない。

感染症患者(陽性者)の増加に応じた対応(案)

- 感染症患者(陽性者)の増加に備え、以下の取組みを進める。
 - ① 一般医療機関の病床の確保
 - ・ 公的医療機関、大学病院等への協力依頼
 - ② 非稼働病棟などの活用
 - ③ 宿泊施設の活用
 - ④ 上記の活用に向けた医療提供体制(医師、看護師等の医療スタッフの確保)の構築
 - ⑤ 必要な補助制度の創設

【基本的な考え方】

- 大阪府からの、イベント・集会の自粛要請に協力いただいていることから、府民（利用者）の負担はできる限り少なくなるよう対応する
- 指定管理者や事業者の負担についても、府としてできる範囲で対応する

【分類ごとの基本方針】**■府有施設の利用をキャンセルした場合の利用料金**

⇒府の自粛要請によりキャンセルされた案件については、利用料金は徴収せず、徴収済みの場合は利用者に還付する。

キャンセル料相当額については、府が負担。

指定管理者に委託している場合は、府が指定管理者に補填。

■府有施設の休館中の利用料金（入館料等）

⇒休館中に得られたはずの利用料金（入館料等）相当額は府が負担。

指定管理者に委託している場合は、府が指定管理者に補填。

■府主催・共催イベントを中止した場合の費用

⇒中止時点までに要した準備費用を府が負担。（共催の場合は、共催者間で協議して判断。）

■イベントや整備事業の中止等の際の府補助金

⇒中止の場合：中止時点までに要した準備経費を対象に、府は補助率を上限として補助

延期の場合：事業期間延長に伴う費用増を対象に、繰越の上、府は補助率を上限として翌年度補助

■建設工事等の休止に伴う増加費用

⇒府が負担。

国の緊急対策第2弾に係る府制度融資の対応

令和2年3月13日
商工労働部

- ◎ 国は緊急対策第2弾として、大規模な経済危機等の際に発動される特別の保証制度である「危機関連保証」を発動
- ◎ これを受けて、府においても、「経営安定資金危機関連」の金利を1.2%に拡充した上で、新型コロナウイルス感染症に対応する府独自の融資制度の1メニューと位置づけて実施する（通称：新型コロナウイルス感染症対策資金）。

新型コロナウイルス感染症に対応する府独自の制度融資

	新型コロナウイルス感染症対応緊急資金 (2/17～実施)			【3/16～取扱開始】 新型コロナウイルス感染症対策資金 (経営安定資金危機関連)
		(3/2～拡充) セーフティネット保証4号 (新型コロナウイルス感染症)	(3/2～拡充) セーフティネット保証5号 (業種のみを指定)	
要件	売上が1か月で 前年比10%減少 (実績1か月)	売上が3か月で 前年比20%減少 (実績1か月+見込2か月)	売上が3か月で 前年比5%減少 (実績3か月*) *当面、認定基準を緩和 *実績2か月+見込1か月など	売上が3か月で前年比15%減少 (実績1か月+見込2か月)
対象業種	全業種	全業種	508業種 *従来152業種+40業種(3/6追加) +316業種(3/13追加予定)	全業種
保証枠	一般枠	別枠(第1枠)		別枠(第2枠)
融資限度額	2億円 (うち無担保8,000万円)	2億円 (うち無担保8,000万円)		2億円 (うち無担保8,000万円)
融資期間	7年(据置1年)	7年(据置1年)		10年(据置2年)
金利	1.2%固定	1.2%固定		1.2%固定
保証料 (無担保の場合)	0.45～1.9%	0.9%	0.8%	0.8%
リスク負担	・金融機関 20% ・保証協会 80%	保証協会 100%	・金融機関 20% ・保証協会 80%	保証協会 100%